

総行市第 88 号
令和 4 年 8 月 12 日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）が令和 4 年 5 月 20 日に公布されました。この法律により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の一部が改正され、認可地縁団体において、構成員全員の承諾があるとき又は決議事項について全員の合意があるときには、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能になります（令和 4 年 8 月 20 日施行）。

これに関し、地方自治法施行規則（昭和三十二年内務省令第 29 号。以下「規則」という。）の一部を改正し、本日、標記省令（令和 4 年総務省令第 54 号）が公布され、令和 4 年 8 月 20 日から施行されます。

なお、認可地縁団体同士の合併の規定の新設に係る法の一部改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴う規則改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

本通知は法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 地方自治法施行規則の一部改正に関する事項

- 改正後の法第 260 条の 19 の 2 第 1 項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないものとしたこと。（改正後の規則第 22 条の 2 の 2 第 1 項関係）

- 2 改正後の規則第 22 条の 2 の 2 第 1 項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とするものとしたこと。（改正後の規則第 22 条の 2 の 2 第 2 項関係）
 - (1) 規則第 22 条の 2 第 1 項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 3 改正後の規則第 22 条の 2 の 2 第 1 項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があったときは、改正後の法第 260 条の 19 の 2 第 1 項に規定する決議を電磁的方法によってしてはならないものとしたこと。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び改正後の規則第 22 条の 2 の 2 第 1 項の規定による承諾をした場合は、この限りでないものとしたこと。（改正後の規則第 22 条の 2 の 2 第 3 項関係）

第 2 その他

第 1 における 2 (1) について、規則第 22 条の 2 第 1 項各号に規定する電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メール、ウェブサイト、アプリケーション等を利用する方法、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があることから、認可地縁団体の代表者は、電磁的方法による決議のために用いる電磁的方法として、これらの方法のうち、いずれの方法かを示す必要があること。なお、複数の方法を示すことも可能であること。

また、第 1 における 2 (2) について、「ファイルへの記録の方式」とは、具体的には、添付ファイルを使用する場合の使用ソフトの形式やバージョン等（例：「PDF 形式であり Adobe Acrobat Reader 9.0 以上で閲覧可能」）であること。